

1. 医療証明者：

Q:申請者自身が、部署の長である場合は、証明者はどのようにすれば良いか？

A:自分自身あるいは評議員に依頼して責任を以って署名捺印により証明することで良い。

2. セミナー受講証の紛失：

Q:セミナーを受講したが、審査申請に提出すべき受講証を紛失した。出席証明をしてもらえるか？

A:受講証に記載していますように原則再発行しませんが、事務局に紛失の申し出があれば、事務局で控え証を確認し、存在すれば本人宛にコピーを送付します。これを添えて審査申請に臨んでください。この場合、書式審査の減点対象になることを了解してください。

3. 2つの分野への資格申請：

Q:2つの免許（医師、歯科医師、言語聴覚士）を持っているが、2つの分野の認定師資格申請は可能か？

A:2分野それぞれの申請資格を満たしていれば、2分野に申請してもらって結構です。但し、2分野で認定されると、2分野分（2倍）の審査料、登録料、そして更新時の更新料が必要になります。

4. 小論文の書式

Q: 細則に提出を指示されている小論文について、フォーマットの規程が見当たらないが、縦書き横書きポイント、一行字数等、任意で良いか？

A:小論文用書式の利用か、

①横書き②20字×20行で記載をお願い致します。

5. 暫定申請用臨床実績目録（書式7）の提出について

Q:書式7の暫定申請用臨床実績目録は、暫定制度の対象外でも提出が必要でしょうか？

また、提出が必要な場合、同書式（書式7の項目2）に小論文のテーマである連携体制について記載があるが、小論文とは別に提出が必要か？

A.暫定制度の対象外の先生にしましては、書式7の提出は不要になります。

書式7とは別に、連携体制について小論文の提出をお願い致します。

6. 矯正歯科分野：

Q:分野の手引きに「日本矯正歯科学会認定医・指導医または専門医資格を有していることを必須とします。申請時には、各種資格証のコピーを提出してください。」とあるが、これらの資格はないが、口唇裂・口蓋裂診療に携わってきた経歴があるが、資格申請は可能か？

A:上記資格を有しない方で、口唇裂・口蓋裂症例の治療経験が豊富、かつ関連学術活動が十分な場合には、申請資格の有無について別途審査します。審査内容の詳細については、事務局に照会してください。

7. 口腔外科分野：

Q:重点症例（3例）で、ページを増やしても良いか？

A:同じエクセル形式で、増やしても良い。

Q:報告症例（5例）で、ページ数を増やしても良いか？

A:A4サイズのパワーポイント形式で様式を似せて、分かりやすく簡潔に記載してもらえればページを増やしても良い。

8. 小児歯科分野：

Q:報告症例（ミニレポート；5症例）で、「4項目の症例区分から異なる2項目以上を選択してください。a. 哺乳指導・管理、b. 歯科処置、c. 口腔衛生管理、d. その他」の記載があるが、どのように選択したらよいか？

A:なるべく全5症例が同じ内容に偏らず、4項目から2項目以上の内容の症例を含むようにしてください。

Q:社会活動の記録は、どのように記載すれば良いか？

A:口蓋裂に関するいわゆる診療以外の講演や講話、啓蒙活動などある場合に記載してください。件数は問いません。

Q:治療や管理が長期の症例を申請者が引き継いだ場合、どのように記載するのが良いか？

A:全体の流れと、申請者自身が担当した管理期間がわかるように明記してください。

9. その他の歯科分野：

Q:固有の審査分野が指定されていないが、どのように申請すればよいか？

A:認定師資格申請に先立って分野選定のために、申請者の書式2（履歴書）に記載し、審査を希望する分野を明らかにして、学会事務局に申し出てください。該当分野、委員会で審査の上、申請予定者に申請分野をお知らせします。

10. 【2020年特例処置】 業績目録（書式6）について

Q:2020年度の口唇裂・口蓋裂に関する学会か研究会などでの発表を2件記載する際、webや抄録号等での発表となったものでも発表業績として認められるのか？

A: 2020年度に限り、誌上発表、Web開催においては当該学会が、発表履歴として認めたものの発表業績として認めます。

以上。